

化学物質の環境リスク初期評価（第21次取りまとめ）の結果の概要（案）

令和 4 年12月21日
環境保健部環境リスク評価室

1. はじめに

現代の社会においては、様々な産業活動や日常生活に多種多様な化学物質が利用され、私たちの生活に利便を提供している。また、物の焼却等に伴い非意図的に発生する化学物質もある。これらの化学物質の中には、人の健康及び生態系に対する有害性を持つものが多数存在しており、適切に取り扱われなければ、環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響を及ぼすおそれがある。

このような悪影響の発生を未然に防止するためには、こうした化学物質が、大気、水質、土壌等の環境媒体を経由して環境の保全上の支障を生じさせる蓋然性（以下「環境リスク」とする。）について、科学的な観点から定量的な検討と評価を行い、その結果に基づいて、必要に応じ、環境リスクを低減させるための対策を進めていく必要がある。

このため、まず、科学的な知見に基づいて、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが大きいと想定される物質をスクリーニング（抽出）し、その上でより詳細なリスク評価を行う必要がある。環境省では、この最初のステップを環境リスク初期評価と位置付けている。

2. 環境リスク初期評価について

(1) 実施主体

環境省環境保健部環境リスク評価室では、平成9年度から化学物質の環境リスク初期評価に着手し、国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域の協力のもと、その結果をこれまで20次にわたり取りまとめ、「化学物質の環境リスク評価」（第1巻～第20巻）として公表している。

この環境リスク初期評価の結果の取りまとめに当たっては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会に審議いただいている。

(2) 評価結果の活用

環境リスク初期評価において、「詳細な評価を行う候補」及び「関連情報の収集が必要」と評価された物質については、関係部局等との連携と分担の下で、必要に応じた対応（「詳細な評価を行う候補」とされた場合には、より詳細なリスク評価の実施等、「関連情報の収集が必要」とされた場合には継続的な環境濃度の監視、より高感度な分析法の開発等）を図ることとしている。

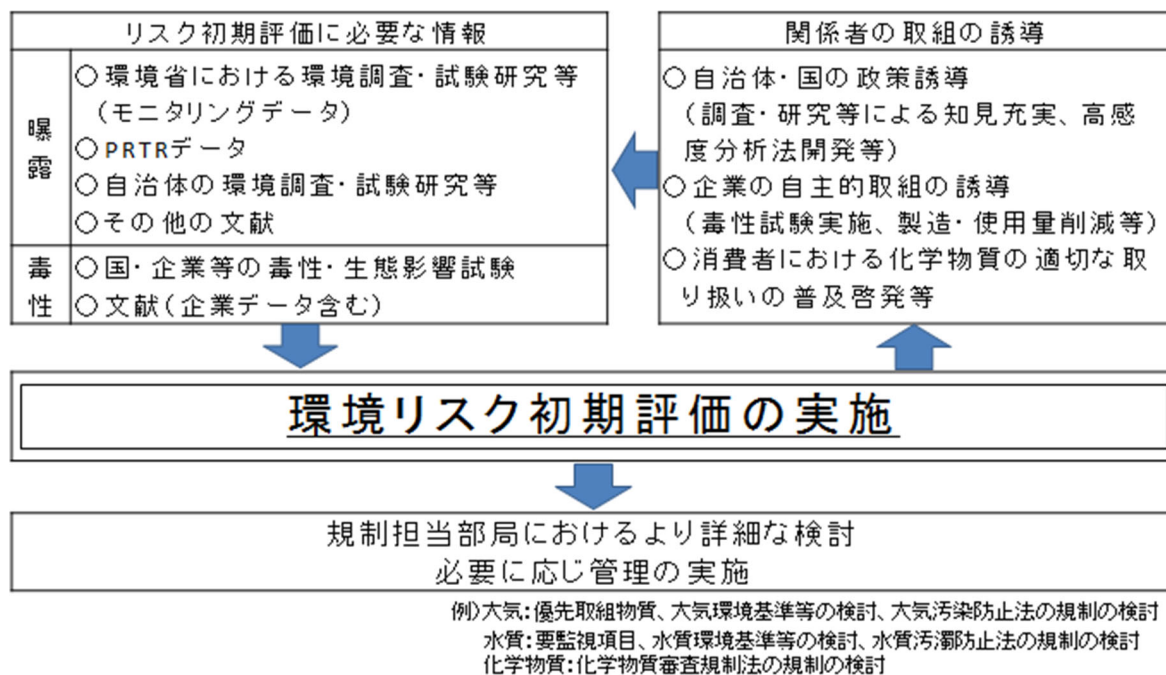


図 環境リスク初期評価による取組の誘導と化学物質に係る情報の創出

(3) 構成

環境リスク初期評価は、人の健康に対するリスク（健康リスク）評価と生態系に対するリスク（生態リスク）評価から成り立っており、以下の3段階を経て、リスクの判定を行っている。

- | | |
|-----------|---|
| ①有害性評価 | 人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量（濃度）－反応（影響）関係の整理 |
| ②曝露評価 | 人及び生態系に対する化学物質の環境経由の曝露量の見積もり |
| ③リスクの初期評価 | 有害性評価と曝露評価の結果を考慮 |

(4) 対象物質

非意図的生成物質や天然にも存在する物質を含め、環境省内の関係部局や有識者から、各々の施策や調査研究において環境リスク初期評価を行うニーズのある物質を聴取するとともに、環境モニタリング調査結果において検出率が高かった物質等の中から、有識者の意見等を踏まえ、優先度が高いと考えられるものを選定している。

(5) 評価の方法

化学物質の環境リスク初期評価ガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）に基づいて、リスクの判定（具体的には、健康リスク評価、生態リスク評価について、それぞれ以下のとおり実施）を行うとともに、既存データの解析及び専門的な見地から情報収集の必要性に関する総合的な判定を実施している。

① リスクの判定

○ 健康リスク評価：

有害性に閾値があると考えられる場合には、無毒性量等を予測最大曝露量（又は予測最大曝露濃度）で除した値（MOE（Margin of Exposure））により判定する。

MOE	判 定
10未満	詳細な評価を行う候補と考えられる。
10以上100未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
100以上	現時点では作業は必要ないと考えられる。
算出不能	現時点ではリスクの判定ができない。

有害性に閾値がないと考えられる場合は、がんの過剰発生率により判定する。

過剰発生率	判 定
10^{-5} 以上	詳細な評価を行う候補と考えられる。
10^{-6} 以上 10^{-5} 未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
10^{-6} 未満	現時点では作業は必要ないと考えられる。
算出不能	現時点ではリスクの判定ができない。

○ 生態リスク評価：

予測環境中濃度（PEC）を予測無影響濃度（PNEC）で除したPEC/PNECにより判定する。

PEC/PNEC	判 定
1 以上	詳細な評価を行う候補と考えられる。
0.1以上 1 未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
0.1未満	現時点では作業は必要ないと考えられる。
情報不十分	現時点ではリスクの判定はできない。

② 情報収集の必要性に関する総合的な判定

リスクの判定結果を踏まえつつ、化学物質の製造量、用途、物性、化学物質排出把握管理促進法による届出排出量を用いたモデル等による環境濃度の推定結果等の関連情報に基づいて、専門的な観点から、更なる情報収集の必要性について総合的な判定を実施する。

なお、初期評価を実施する際には、その趣旨に鑑み、環境リスクが高い物質を見逃してしまうことのないよう、有害性評価においては複数の種について毒性データを活用し、より低用量で影響が出たデータを利用する、曝露評価においては原則として検出最大濃度を利用する等、安全側に立脚した取扱いを行っている。

3. 環境リスク初期評価（第21次取りまとめ）の結果について

(1) 対象物質

今回の第21次取りまとめにおいては、環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方を対象とした評価）を8物質について、生態リスク初期評価を4物質について、それぞれ取りまとめた。

今回の第21次取りまとめにより、これまでに313物質の環境リスク初期評価と100物質の生態リスク初期評価が取りまとめられたことになる。

(2) 結果

①環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方を対象とした評価）

対象とした8物質の環境リスク初期評価の結果を、今後の対応の観点から整理をすると、以下のとおりとなる。

評価結果	健康リスク初期評価	生態リスク初期評価
A. 詳細な評価を行う候補 (添付資料中の判定表記 ■)	【0物質】	【1物質】 ・ジクロロボス
B. 更なる関連情報の収集が必要 (添付資料中の判定表記 ▲)	【1物質】 <u>吸入曝露（一般環境大気）</u> ・3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン* <u>経口曝露</u> ・3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン*	【2物質】 ・シアナミド ・メチルアミン*
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い (添付資料中の判定表記 ○)	【7物質】 ・2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル ・シアナミド ・ジクロロボス ・ジメチルジスルフィド ・トリエチレンテトラミン ・メタクリル酸2-エチルヘキシル ・メチルアミン	【5物質】 ・2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル ・3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン ・ジメチルジスルフィド ・トリエチレンテトラミン ・メタクリル酸2-エチルヘキシル

*既存の関連情報を総合的に勘案して判断し更なる関連情報の収集に努める必要があると判定した物質。

すなわち、2.(5)①のMOEや過剰発生率、PEC/PNEC比では「現時点では作業は必要ないと考えられる」又は「現時点ではリスクの判定ができない」となったが、既存データの解析及び専門的な見地から総合的に判断して、更なる関連情報の収集が必要と判定した物質。詳細は評価書本文を参照。

②追加的に実施した生態リスク初期評価

対象とした4物質の生態リスク初期評価結果を、今後の対応の観点から整理すると、以下のとおりとなる。

評価結果	生態リスク初期評価
A. 詳細な評価を行う候補 (添付資料中の判定表記 ■)	【0物質】
B. 更なる関連情報の収集が必要 (添付資料中の判定表記 ▲)	【3物質】 ・カルバマゼピン* ・ケトプロフェン ・ベザフィブラート
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い (添付資料中の判定表記 ○)	【1物質】 ・クロミプラミン

*既存の関連情報を総合的に勘案して判断し更なる関連情報の収集に努める必要があると判定した物質。すなわち、2.(5)①のPEC/PNEC比では「現時点では作業は必要ないと考えられる」又は「現時点ではリスクの判定ができない」となったが、既存データの解析及び専門的な見地から総合的に判断して、更なる関連情報の収集が必要と判定した物質。詳細は評価書本文を参照。

4. 今後の対応について

(1) 結果の公表

- 環境リスク初期評価の結果は、「化学物質の環境リスク初期評価：第21巻」として取りまとめるとともに、インターネット上で公表する（下記アドレス参照）。

<http://www.env.go.jp/chemi/risk/index.html>

- また、環境リスク初期評価により得られた科学的知見を、一般消費者が日常生活において、企業が経済活動において、より容易に活用することができるよう、物質ごとの初期評価の結果の要約を作成し、インターネット上で公表する。

(2) 関係部局等との連携

- 「詳細な評価を行う候補」とされた化学物質については、規制当局である関係部局、自治体等へ評価結果の情報提供を行い、緊密な連携を図ることにより、各主体における取組（例：詳細なリスク評価の実施、環境調査の実施、より詳細な毒性情報の収集等）への活用を求めることとしている。

また、「更なる関連情報の収集が必要」とされた化学物質については、個々の評価の内容を踏まえて関係部局等との連携等を確保し、環境中の存在状況や有害性に係る知見等の充実を図ることとしている。

(3) 環境リスク初期評価の再実施

環境リスク初期評価は、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが大きいと想定される物質のリスク評価を行う最初のステップと位置付けられている。そのため、これまで曝露又は有害性情報等が不足し、評価を行うことができなかった物質（例えば、「更なる関連情報の収集が必要」とされた物質等）や新たな情報により評価結果

が変更となる物質等については、新たに情報を収集の上、環境リスク初期評価の対象物質とすることについて検討する。

なお、改めて環境リスク初期評価を行った結果は、逐次公表する。

(4) 今後の課題・評価対象物質

- ガイドラインについて、OECD等における試験法及び評価手法に関する検討状況を把握し、新たな知見等を踏まえて、今後も必要に応じて見直しを図る。
- QSAR（定量的構造活性相関）については、生態リスク初期評価においてQSAR予測や類似物質によるリードアクロス（類推）を活用するとともに、生態毒性に関する試験によって得られた実験値が不足している場合に専門家による総合的な判定の根拠の一つとして評価事例を積み重ねていく。
- 今後の評価対象物質は、引き続き、環境省内の関係部局等からのニーズや、環境モニタリングにおける検出状況等を踏まえ、有識者の意見等を踏まえて優先度が高いと考えられるものを選定していく。
選定に当たっては、環境中に存在する医薬品等、非意図的に生成される物質、天然物がそのまま抽出等されて利用される物質等といった化学物質審査規制法によるリスク評価の対象となっていない物質や、用途が多岐にわたるため、用途毎の規制法の下では環境リスクの全体像の把握が困難と考えられる物質に、特に留意する必要がある。

健康リスク初期評価結果一覧（8物質）

番号	物質名 [CAS番号]	有害性の知見				曝露評価		MOE・過剰発生率		総合的な判定 (注1)	過去の公表	
		曝露経路	リスク評価の指標	動物	影響評価指標（エンドポイント）	曝露の媒体	予測最大曝露量・濃度	MOE	過剰発生率			
環境1	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル [122-60-1]	経口	無毒性量等	—	—	飲料水	—	MOE	—	○(注2,3,4)	—	
		地下水	—	—	—	MOE	—	—	—			
		吸入	無毒性量等	1 mg/m ³	ラット	鼻腔上皮の過形成や扁平上皮化生、異形成など	一般環境大気	—	MOE	—	○(注3,4)	
		室内空気	—	—	—	MOE	—	—	×			
環境2	シアナミド [420-04-2]	経口	無毒性量等	0.2 mg/kg/day	イヌ	平均赤血球容積及び平均赤血球ヘモグロビン量の減少	飲料水	—	MOE	—	○	
		淡水	0.038	μg/kg/day	MOE	530	—	—	—	○(注3)		
		吸入	無毒性量等	0.26 mg/m ³	ラット	体重増加の抑制	一般環境大気	—	MOE	—	○(注3)	
		室内空気	—	—	—	MOE	—	—	×			
環境3	ジクロロボス [62-73-7]	経口 ^(注6)	無毒性量等	(—)	(—)	(—)	飲料水	(—)	MOE	(—)	(—)	
		地下水	(—)	(—)	(—)	MOE	(—)	(—)	(—)			
		吸入	無毒性量等	0.048 mg/m ³	ラット	血漿及び脳のコリンエステラーゼ (ChE) 活性の低下	一般環境大気	0.0019	μg/m ³	MOE	510	○(注4)
		室内空気	—	—	—	MOE	—	—	—			
環境4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン [101-14-4]	経口	無毒性量等	0.2 mg/kg/day	ラット	脾臓のヘモジデリン沈着、腎臓相対重量の増加など	飲料水	—	MOE	—	▲(注3,4)	
			過剰発生率	—	—	—	—	—	—	—		
		吸入	無毒性量等	—	—	—	—	—	—	—	—	▲(注2,3,4)
			過剰発生率	—	—	—	—	—	—	—	—	
			無毒性量等	1.5 (mg/kg/day) ¹	イヌ	膀胱の乳頭状移行上皮癌	淡水	< 0.0003	μg/kg/day	MOE	> 6,700	過剰発生率 < 4.5×10 ⁻⁷
			過剰発生率	—	—	—	—	—	—	—	—	
環境5	ジメチルジスルフィド [624-92-0]	経口	無毒性量等	—	—	—	飲料水	—	MOE	—	○(注2,3)	
		淡水	0.00064	μg/kg/day	MOE	—	—	—	—			
		吸入	無毒性量等	0.34 mg/m ³	ラット	体重増加の抑制など	一般環境大気	—	MOE	—	○(注3)	
		室内空気	—	—	—	MOE	—	—	×			
環境6	トリエチレンテトラミン [112-24-3]	経口	無毒性量等	1 mg/kg/day	ヒト	銅に対する排泄効果	飲料水	—	MOE	—	○	
		淡水	< 0.00048	μg/kg/day	MOE	> 2,100,000	—	—	—			
		吸入	無毒性量等	—	—	—	一般環境大気	—	MOE	—	○(注2,3)	
		室内空気	—	—	—	MOE	—	—	×			
環境7	メタクリル酸2-エチルヘキシル [688-84-6]	経口	無毒性量等	3 mg/kg/day	ラット	腎臓相対重量の増加	飲料水	—	MOE	—	○	
		淡水	< 0.00048	μg/kg/day	MOE	> 630,000	—	—	—			
		吸入	無毒性量等	—	—	—	一般環境大気	—	MOE	—	○(注2,3)	
		室内空気	—	—	—	MOE	—	—	×			
環境8	メチルアミン [74-89-5]	経口	無毒性量等	23 mg/kg/day	ラット	体重増加の抑制	飲料水	—	MOE	—	○(注3)	
		地下水	—	—	—	MOE	—	—	—			
		吸入	無毒性量等	1.1 mg/m ³	マウス	鼻腔移行上皮の炎症、過形成	一般環境大気	< 0.079	μg/m ³	MOE	> 1,400	○
		室内空気	—	—	—	MOE	—	—	×			

(注1) ○：現時点では更なる作業の必要性は低い、▲：更なる関連情報の収集に努める必要がある、■：詳細な評価を行う候補、×：現時点ではリスクの判定はできない、(—)：評価の対象外、あるいは評価を実施しなかった場合。

(注2) 当該曝露経路ではリスク評価の指標は設定できなかったが、曝露経路間の換算値や類似物質の知見等を用いて総合的に判定した。

(注3) 限られた地域や過去（10年以上前）の環境中濃度の実測データ、PRTRデータによる環境中濃度の推定値や環境中への総排出量等を用いて総合的に判定した。

(注4) 発がん性の不確実係数（影響の重大性）で除してMOEを算出した。

(注5) 表中において、—はデータ等がないことを示す。

(注6) 水質汚濁に係る要監視項目に選定されているため、経口曝露の初期評価については対象外とした。

健康リスク初期評価 再評価物質の新旧結果（再評価を実施した1物質を再掲）

番号	物質名 [CAS番号]	曝露経路	前回の評価結果							第21次取りまとめ評価結果 ^(注1)									
			有害性の知見			曝露評価		MOE がん過剰発生率	総合的な判定 (注2)	取りまとめ	有害性の知見			曝露評価		MOE 過剰発生率	総合的な判定 (注2)	変更概要	
			リスク評価の指標	動物	影響評価指標 (エンドポイント)	曝露の媒体	予測最大曝露量 ・濃度				リスク評価の指標	動物	影響評価指標 (エンドポイント)	曝露の媒体	予測最大曝露量 ・濃度				
環境 4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン [101-14-4]	経口	無毒性量等 0.2 mg/kg/day	ラット	脾臓のヘモジリン沈着、腎臓相対重量の増加など	飲料水・食物	—	MOE —	(○) ^(注4)	第7次	無毒性量等 0.2 mg/kg/day	ラット	脾臓のヘモジリン沈着、腎臓相対重量の増加など	飲料水	—	MOE —	▲ ^(注6) 有害性の知見を新たに入手したが、無毒性量等、スロープファクターの変更はなかった。 曝露データを見直し、予測最大曝露量に変更された。さらに、参考値としての最大曝露量に変更された。その結果、評価結果は、「更なる関連情報の収集に努める必要がある」に変更された。		
			スロープファクター 1.5 (mg/kg/day) ⁻¹	イヌ	膀胱の乳頭状移行上皮癌	淡水・食物	< 0.0018 µg/kg/day	MOE > 1,100			過剰発生率 < 2.7×10 ⁻⁶	スロープファクター 1.5 (mg/kg/day) ⁻¹	イヌ	膀胱の乳頭状移行上皮癌	淡水	< 0.0003 µg/kg/day		MOE > 6,700	過剰発生率 < 4.5×10 ⁻⁷
		吸入	—	—	—	一般環境大気	—	MOE —	(○) ^(注5,6)	—	—	—	一般環境大気	—	MOE —	▲ ^(注5,6) 有害性の知見を見直したが、吸入曝露の無毒性量等およびユニットリスクの設定ができる知見はなかった。 曝露データを見直したが、予測最大曝露濃度は設定できなかった。しかしながら、参考値としての最大曝露量に変更された。			
			—	—	—	室内空気	—	MOE —		×	—	—	—	室内空気	—			MOE —	× その結果、評価結果は、「更なる関連情報の収集に努める必要がある」に変更された。

(注1) 表中の網掛けは、前回評価結果からの変更箇所を示す。

(注2) ○：現時点では更なる作業の必要性は低い、▲：更なる関連情報の収集に努める必要がある、■：詳細な評価を行う候補、×：現時点ではリスクの判定はできない。

(注3) 表中において、—はデータ等がないことを示す。

(注4) リスクの判定（経口曝露）が複数の区分にまたがったため、環境中への排出量や分配割合、検出状況などを考慮し、総合的に判定した。
(なお、このように既存の関連情報を総合的に勘案して判断した場合は、第7次取りまとめまでは括弧付きの記号(○)としているが、第18次取りまとめからは括弧なしの記号○としている。)

(注5) 当該曝露経路ではリスク評価の指標は設定できなかったが、曝露経路間の換算値や類似物質の知見等を用いて総合的に判定した。

(注6) 限られた地域や過去（10年以上前）の環境中濃度の実測データ、PRTRデータによる環境中濃度の推定値や環境中への総排出量等を用いて総合的に判定した。

生態リスク初期評価結果一覧 (12物質)

番号	CAS番号	物質名	有害性評価(PNECの根拠)			アセスメント係数	予測無影響濃度PNEC(μg/L)	公共用水域	予測環境中濃度PEC(μg/L)	PEC/PNEC比	総合的な判定(注1)	過去の公表
			生物種	急性/慢性	エンドポイント							
環境1	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	魚類 キンギョ	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	43	淡水 — 海水 —	— —	○ (注2,3)	—	
環境2	420-04-2	シアナミド	藻類等 藍藻類	急性	EC ₅₀ 生長阻害	100	6.5	淡水 0.95 海水 0.61	0.15 0.09	▲	—	
環境3	62-73-7	ジクロロボス	甲殻類等 オオミジンコ	急性	EC ₅₀ 遊泳阻害	100	0.0014	淡水 1 海水 < 0.00043	700 < 0.3	■	第2次	
環境4	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	甲殻類等 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.095	淡水 < 0.0080 海水 < 0.0080	< 0.08 < 0.08	○	第7次	
環境5	624-92-0	ジメチルジスルフィド	甲殻類等 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	10	0.25	淡水 0.016 海水 0.0099	0.06 0.04	○	—	
環境6	112-24-3	トリエチレンテトラミン	藻類等 緑藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	4.6	淡水 < 0.012 海水 < 0.012	< 0.003 < 0.003	○	第13次	
環境7	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	甲殻類等 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	1.0	淡水 < 0.012 海水 < 0.012	< 0.01 < 0.01	○	第3次	
環境8	74-89-5	メチルアミン	藻類等 緑藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	89	淡水 — 海水 —	— —	▲ (注2,3)	—	
生態1	298-46-4	カルバマゼピン	甲殻類等 ニセネコゼミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	2.5	淡水 0.054 海水 0.0055	0.02 0.002	▲ (注2)	—	
生態2	303-49-1	クロミブラミン	藻類等 珪藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	0.018	淡水 0.0015 海水 < 0.000020	0.08 < 0.001	○	—	
生態3	22071-15-4	ケトプロフェン	藻類等 緑藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	0.078	淡水 0.050 海水 0.00029	0.6 0.004	▲	—	
生態4	41859-67-0	ベザフィブラート	甲殻類等 ニセネコゼミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.23	淡水 0.096 海水 0.015	0.4 0.07	▲	—	

(注1) ○:現時点では更なる作業の必要性は低い、 ▲:更なる関連情報の収集に努める必要がある、 ■:詳細な評価を行う候補。

(注2) 限られた地域や過去(10年以上前)の公共用水域の実測データ、PRTRデータによる公共用水域濃度の推定値や公共用水域への排出量、媒体別分配割合の予測結果等を考慮して総合的に判定した。

(注3) 「その他の生物」の有害性情報やQSAR等による検討結果等を考慮して総合的に判定した。

(注4) 表中において、—はデータ等がないこと、(—)は評価の対象外、あるいは評価を実施しなかったことを示す。

生態リスク初期評価 再評価物質の新旧結果 (再評価を実施した4物質を再掲)

番号	物質名 [CAS番号]	前回の評価結果									第21次取りまとめ評価結果 ^(注1)										
		有害性評価(PNECの根拠)			アセスメント係数	予測無影響濃度 PNEC(μg/L)	公共用水域	予測環境中濃度 PEC(μg/L)	PEC/PNEC比	総合的な判定 ^(注2,3)	取りまとめ	有害性評価(PNECの根拠)			アセスメント係数	予測無影響濃度 PNEC (μg/L)	公共用水域	予測環境中濃度 PEC (μg/L)	PEC/PNEC比	総合的な判定 ^(注2)	変更概要
		生物種	急性/慢性	エンドポイント								生物種	急性/慢性	エンドポイント							
環境3	ジクロロボス [62-73-7]	甲殻類 ニセノゼミジンコ	急性	LC ₅₀ 死亡	100	0.0013	淡水 2.5 海水 < 1	< 1.900 < 770	■ ×	第2次	甲殻類等 オオミジンコ	急性	EC ₅₀ 遊泳阻害	100	0.0014	淡水 1 海水 < 0.00043	700 < 0.3	■	新しい水質調査結果を入手し、PECが変更された。 生態毒性に関する知見を新たに入手し、PNECは変更された。 評価結果は、前回からの変更はなく「詳細な評価を行う候補」とされた。		
環境4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン [101-14-4]	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.095	淡水 < 0.03 海水 < 0.03	< 0.3 < 0.3	(○) ^(注4)	第7次	甲殻類等 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.095	淡水 < 0.0080 海水 < 0.0080	< 0.08 < 0.08	○	新しい水質調査結果を入手し、PECが変更された。 生態毒性に関する知見を新たに入手したが、PNECの変更はなかった。 評価結果は、前回からの変更はなく「現時点では更なる作業の必要性は低い」とされた。		
環境6	トリエチレンテトラミン [112-24-3]	藻類 緑藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	4.6	淡水 < 0.6 海水 < 0.6	< 0.13 < 0.13	▲	第13次	藻類等 緑藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	4.6	淡水 < 0.012 海水 < 0.012	< 0.003 < 0.003	○	新しい水質調査結果を入手し、PECが変更された。 生態毒性に関する知見を新たに入手したが、PNECの変更はなかった。 評価結果は、「現時点では更なる作業の必要性は低い」とされた。		
環境7	メタクリル酸2-エチルヘキシル [688-84-6]	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	2.9	淡水 — 海水 < 0.027	— < 0.009	×	第3次	甲殻類等 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	1.0	淡水 < 0.012 海水 < 0.012	< 0.01 < 0.01	○	新しい水質調査結果を入手し、PECが変更された。 生態毒性に関する知見を新たに入手し、PNECは変更された。 評価結果は、「現時点では更なる作業の必要性は低い」とされた。		

(注1) 表中の網掛けは、前回評価結果からの変更箇所を示す。

(注2) ○:現時点では更なる作業の必要性は低い、▲:更なる関連情報の収集に努める必要がある、■:詳細な評価を行う候補、×:現時点ではリスクの判定はできない。

(注3) 総合的な判定は、第15次取りまとめまでは「評価結果」という項目名で表記されている。

(注4) PRTRデータ、媒体別分配割合の予測結果等を用いて総合的に判定した。(なお、このように既存の関連情報を総合的に勘案して生態リスクを判断した場合、第7~8次取りまとめまでは括弧付きの記号(○)としているが、第9次取りまとめからは括弧なしの記号○としている。)

(注5) 表中において、-はデータ等がないことを示す。